松川町国民健康保険運営協議会　次第

日時　令和７年２月 21 日　午後７時 00 分～
場所　松川町役場　２階　協議会室
（全体進行：事務局）

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　会議録署名委員の選任について

４　協議事項（進行：会長）
（１） 国民健康保険事業の状況について

（２）国民健康保険特別会計　決算見込み及び当初予算（案）について

（３）「長野県における保険税水準の統一に向けた松川町のロードマップ」見直しについて

（４）マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

５　質　　疑

６　連絡事項

７　閉　　会

松川町国民健康保険運営協議会委員名簿

	氏　　名	任　　期
公　益　代　表	星　野　光　洋	令和6年11月30日　～　令和7年5月31日
〃	宮　下　明	令和6年11月30日　～　令和7年5月31日
〃	谷　川　博　昭	令和6年11月30日　～　令和7年5月31日
〃	柳　原　猛	令和6年11月30日　～　令和7年5月31日
保　険　医　代　表	宮　澤　豊	令和4年6月1日　～　令和7年5月31日
〃	米　山　繁　樹	令和4年6月1日　～　令和7年5月31日
〃	中　塚　龍　也	令和4年6月1日　～　令和7年5月31日
〃	横　田　陽　一	令和4年6月1日　～　令和7年5月31日
被　保　険　者　代　表	下　澤　淳　子	令和4年6月1日　～　令和7年5月31日
〃	佐　藤　八　重	令和4年6月1日　～　令和7年5月31日
〃	西　尾　幸　久	令和4年6月1日　～　令和7年5月31日
〃	大　島　江　玲　奈	令和4年9月1日　～　令和7年5月31日

【協議事項１】国民健康保険の状況について

１．被保険者数・医療費の推移

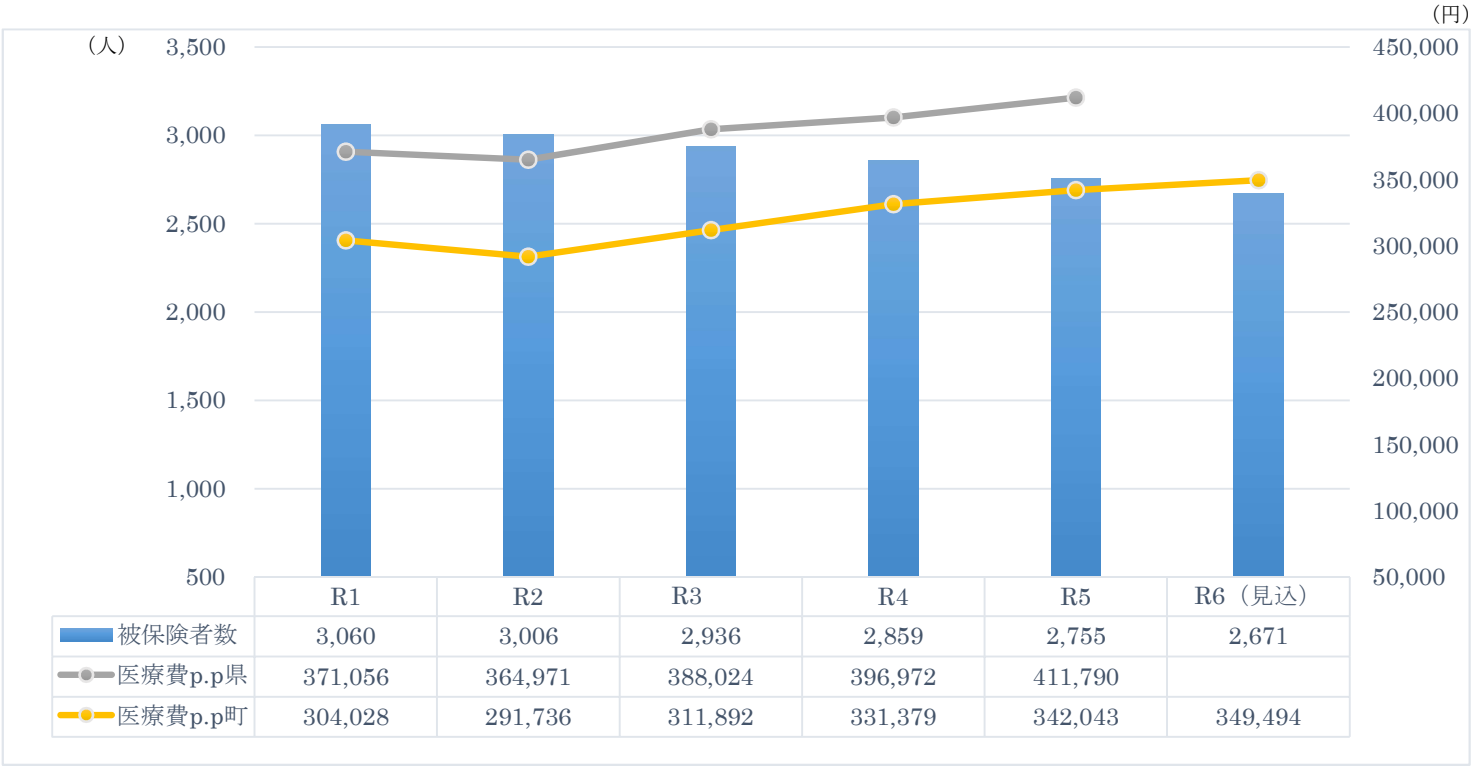

	R1	R2	R3	R4	R5	R6（見込）
被保険者数	3,060	3,006	2,936	2,859	2,755	2,671
医療費p.p県	371,056	364,971	388,024	396,972	411,790	
医療費p.p町	304,028	291,736	311,892	331,379	342,043	349,494

○被保険者数が減少している中で、１人当たり医療費は増加傾向が続いており、全県で見た場合にも顕著となっている。

２．医療費動向

（１）療養給付費の月別推移（令和６年度）

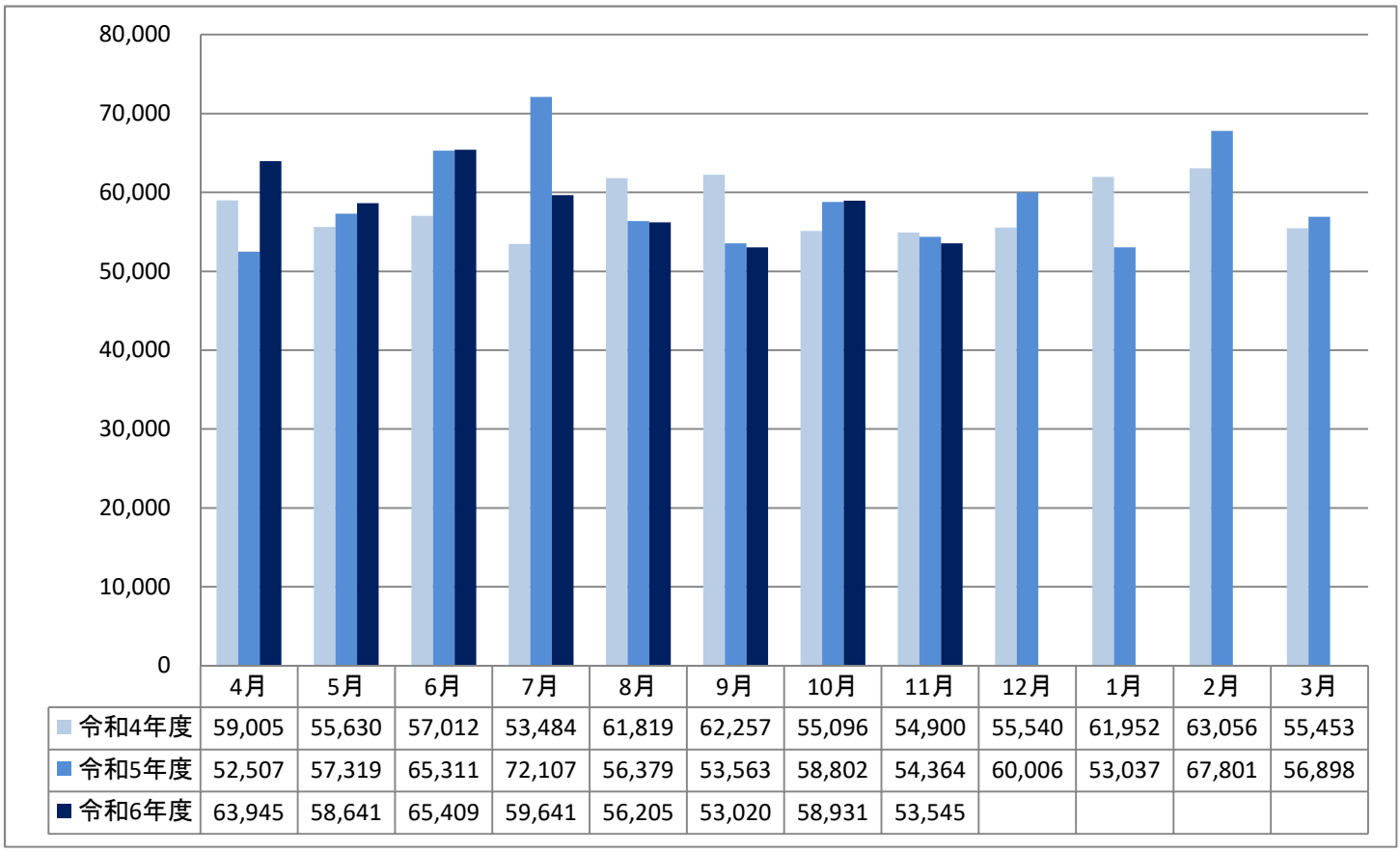

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	59,005	55,630	57,012	53,484	61,819	62,257	55,096	54,900	55,540	61,952	63,056	55,453
令和5年度	52,507	57,319	65,311	72,107	56,379	53,563	58,802	54,364	60,006	53,037	67,801	56,898
令和6年度	63,945	58,641	65,409	59,641	56,205	53,020	58,931	53,545				

（２）30 万円以上レセプトの月別推移（令和６年４月～令和７年１月）

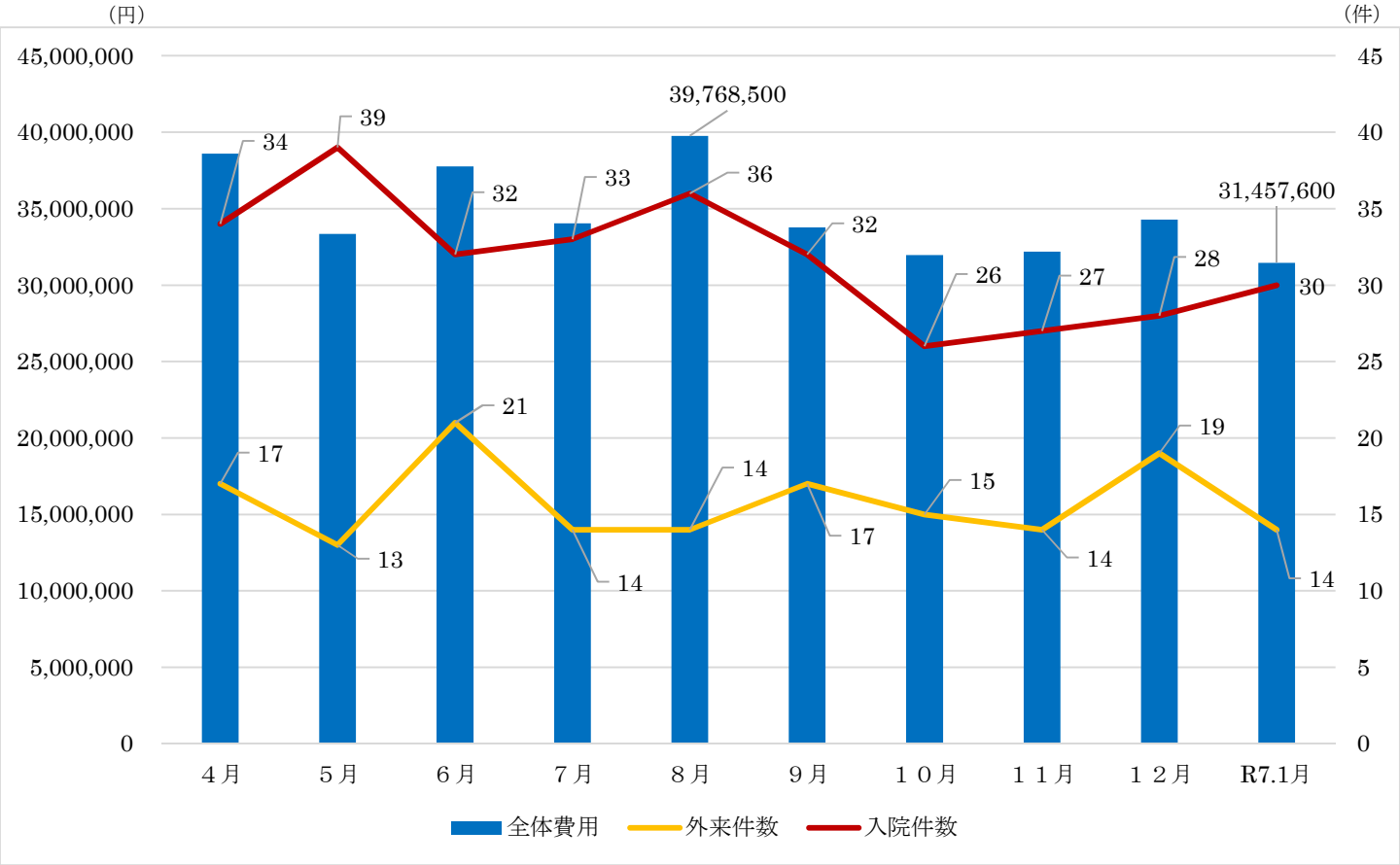

３０万円以上レセプトの分類別件数（令和６年４月～令和７年１月までの状況）

傷病分類	費用	件数	一人当たり金額	主要傷病名
新生物	91,338,080	116	787,397	悪性新生物　他
循環器系	51,228,330	48	1,067,257	虚血性心疾患･脳梗塞･脳内出血　他
筋骨格系	55,274,260	56	987,040	骨折　他
尿路性器系	36,213,430	67	540,499	腎不全･前立腺肥大　他
精神	38,033,150	65	585,125	統合失調症･気分障害　他
神経系	14,944,320	24	622,680	脳性まひ･パーキンソン病･アルツハイマー病･てんかん　他
消化器系	8,948,370	11	813,488	胆石症･胃潰瘍･胃炎･膵疾患　他
呼吸器系	7,664,800	12	638,733	肺炎　他
眼	3,131,290	7	475,157	白内障　他
内分泌系	1,425,470	3	475,157	糖尿病　他
感染症	416,080	1	416,080	ウイルス性肝炎　他
その他	38,555,440	66	584,173	
総計	347,173,020	476	729,355	

今年度途中までの統計。

全体的な傾向を見ると、悪性新生物は金額、件数ともに最多。しかし一人当たり金額でみると、循環器系疾患はレセプト件数は少ないが、高額である。虚血性心疾患、脳血管疾患は、基礎疾患である高血圧･糖尿病･脂質異常症･肥満症などの生活習慣病があれば、値をコントロールすることで、ある程度予防できる疾患。基礎疾患を発見するために、健診を受ける必要がある。健診未受診者が脳梗塞や心筋梗塞で高額療養費で上がってくる方がいるので、健診受診を引き続き勧めていく。

3. 国民健康保険税の収納の動向

① 近年の国民健康保険税収納率の推移

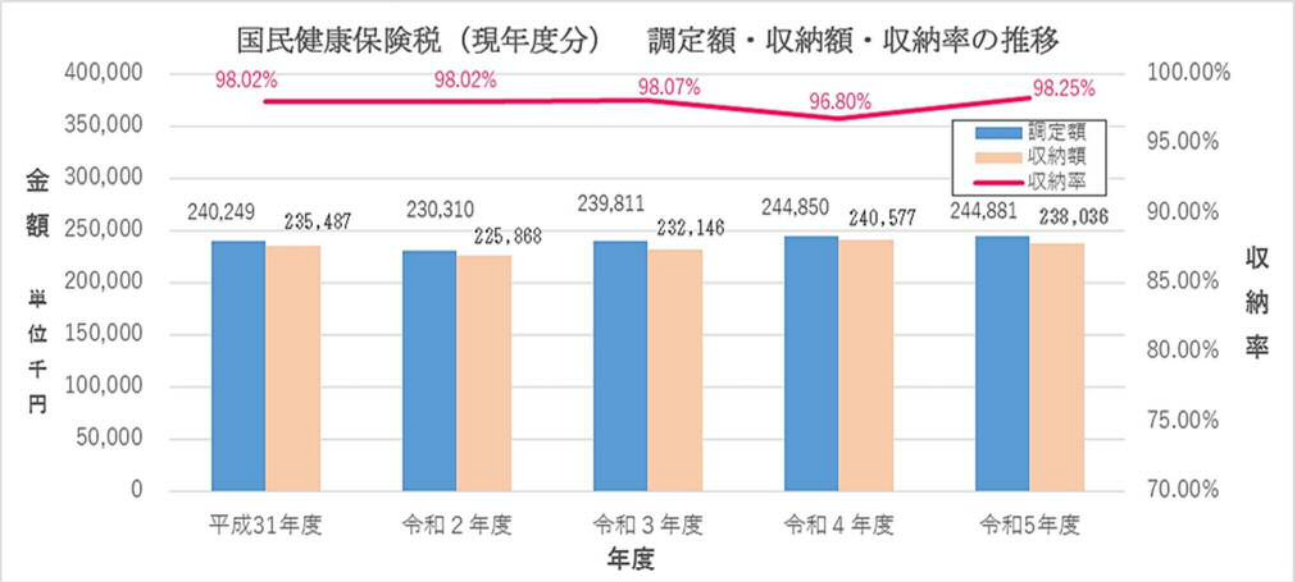

（単位：千円）　【参考】

摘要	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和5年度	令和6年度（1月31日暫定）
調定額	240,249	230,310	239,811	244,850	244,881	253,533
収納額	235,487	225,868	232,146	240,577	238,036	194,426
収納率	98.02%	98.02%	98.07%	96.80%	98.25%	76.69%

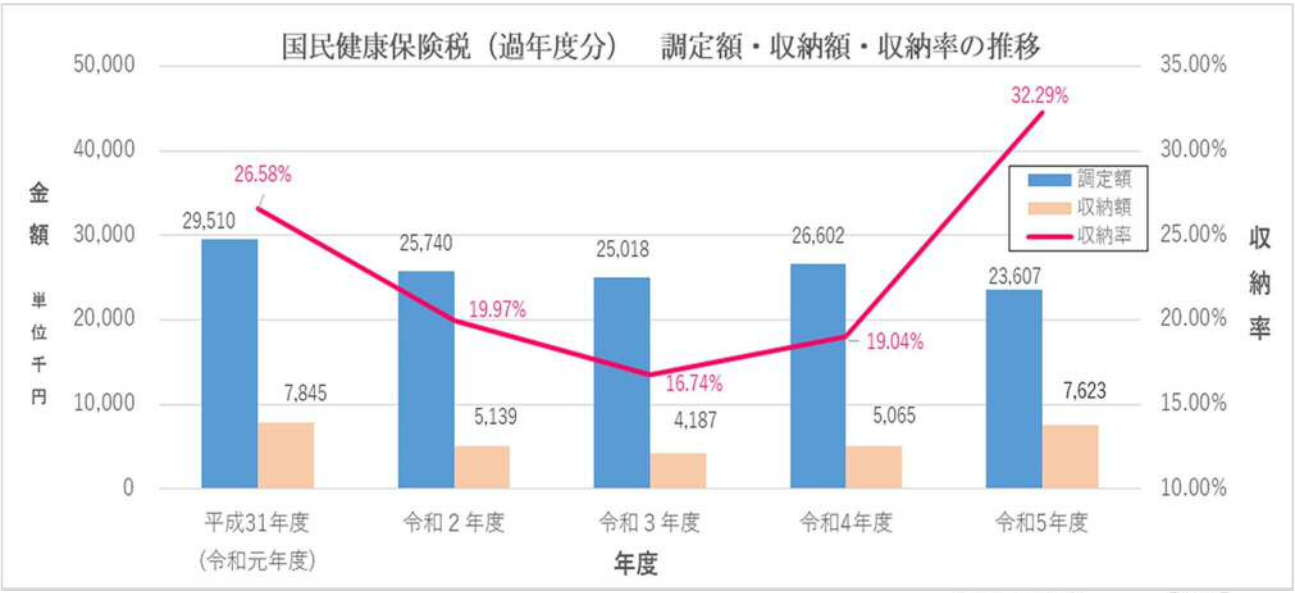

（単位：千円）　【参考】

摘要	平成31年度	令和２年度	令和３年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（1月31日暫定）
調定額	29,510	25,740	25,018	26,602	23,607	20,345
収納額	7,845	5,139	4,187	5,065	7,623	4,568
収納率	26.58%	19.97%	16.74%	19.04%	32.29%	22.45%

・現年度の収納率は、１月末時点で 76 .68%（年度同月対比　△0.42%）となっています。町内の事業所得者に税務署の査察が集中的に入ったこともあり、その内の数件について過去３年度に渡り高額な追徴課税が発生し、年度末までに回収の見込みが立たない状況です。

・過年度の収納率は、１月末時点で 22.45%（前年度同月対比　△5.76%）でした。前年度同月末までの収納が好調（28.21%）だったことと、昨年度に比して高額滞納事案の徴収が進んでいないため前年度対比で下降しています。現年度・過年度ともに年度末に向け一層収納・徴収に取り組んで参ります。

【協議事項２】国民健康保険特別会計決算見込み及び当初予算（案）について

1. 令和6年度　松川町国民健康保険事業特別会計　決算見込

【歳　入】　　（単位：千円）

科目	A. 決算見込額	B. 当初予算額	予実比（A-B）	説明
1 国民健康保険税	252,766	248,544	4,222	
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	154,966	153,356	1,610	現年度分 152,133 千円　滞納繰越分 2,833 千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	71,618	69,213	2,405	現年度分 70,181 千円　滞納繰越分 1,437 千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	26,182	25,923	259	現年度分 25,366 千円　滞納繰越分 816 千円
(4) 退職被保険者国民健康保険税（医療分）	0	50	-50	現年度分 0 千円　滞納繰越分 0 千円
(5) 退職被保険者国民健康保険税（支援金分）	0	2	-2	現年度分 0 千円　滞納繰越分 0 千円
(6) 退職被保険者国民健康保険税（介護分）	0	0	0	現年度分 0 千円　滞納繰越分 0 千円
2 使用料及び手数料	201	201	0	督促手数料 201 千円
3 国庫支出金	1,607	6	1,601	災害等による国の臨時的補助金
4 県支出金	858,810	867,823	-9,013	
(1) 保険給付費等交付金（普通交付金）	837,480	851,077	-13,597	保険給付費(医療費)に対する交付金。出産一時金・葬祭費を除く全額交付。
① 一般分	834,572	847,927	-13,355	
② 退職分	0	0	0	
③審査支払手数料	2,908	3,150	-242	
(2) 保険給付費等交付金（特別交付金）	21,330	16,746	4,584	
① 保険者努力支援分	9,674	9,674	0	保険者努力支援制度（市町村交付分）
② 特別調整交付金（市町村向け）	2,466	2,466	0	未就学児医療費分、国保保健事業費分
③ 都道府県繰入金（2号分）	5,190	606	4,584	後発医薬品の普及、医療費通知等
④ 特定健康診査等負担金	4,000	4,000	0	特定健診に係る費用に対し、国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助。
5 財産収入	10	10	0	
6 繰入金	69,932	72,196	-2,264	
(1) 一般会計繰入金	69,932	69,696	236	
① 保険基盤安定繰入金	56,703	56,703	0	
② 職員給与等事務費等繰入金	6,101	6,198	-97	総務費(歳出科目)に対する繰入金。国県補助分を控除して繰入を受ける。
③ 出産育児一時金等繰入金	2,666	2,333	333	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入
④ 財政安定化支援事業繰入金	4,462	4,462	0	交付税措置（年齢構成差）分
⑤ その他一般会計繰入金【繰入なし】	0	0	0	県国保運営方針基準内繰入
(2) 財政調整基金繰入金	0	2,500	-2,500	町基金を取り崩したときの繰入金
7 繰越金	34,440	20,467	13,973	**前年度から今年度への繰越金**
8 諸収入	8,663	7,688	975	第三者行為求償ほか
合計	1,226,429	1,216,935	9,494	

【歳　出】

（単位：千円）

科　　目	A. 決算見込額	B. 当初予算額	予実比（A-B）	説　　明
1　総務費	8,489	6,985	1,504	
（1）総務管理費	5,143	3,541	1,602	国保資格の管理に関するシステム委託料、保険証発行、郵送等事務費ほか
（2）徴税費	3,301	3,301	0	国保税に関連するシステム委託料、コンビニ収納サービス利用料ほか
（3）運営協議会費	45	143	-98	国保運営協議会の委員に対する報酬
2　保険給付費	845,134	858,229	-13,095	**国保会計により賄われた医療費**
（1）療養給付費	723,139	738,344	-15,205	一般被保険者　723,139 千円　退職被保険者　0 千円
（2）療養費	9,784	9,832	-48	一般被保険者　9,784 千円　退職被保険者　0 千円
（3）審査支払手数料	2,908	3,150	-242	
（4）高額療養費	101,593	99,151	2,442	一般被保険者　101,593 千円　退職被保険者　0 千円
（5）高額介護合算療養費	58	500	-442	一般被保険者　58 千円　退職被保険者　0 千円
（6）移送費	0	100	-100	
（7）出産育児一時金	4,002	3,502	500	
（8）葬祭費	1,250	1,250	0	
（9）結核精神給付金	2,400	2,400	0	町独自の給付制度
3　国民健康保険事業費納付金	323,326	324,397	-1,071	**町から県へ支払う納付金**
（1）医療給付費分	195,746	194,731	1,015	一般被保険者　195,746 千円　退職被保険者　千円
（2）後期高齢者支援金等分	94,602	95,984	-1,382	一般被保険者　94,602 千円　退職被保険者　千円
（3）介護納付金分	32,978	33,682	-704	一般・退職の区分なし
4　財政安定化事業拠出金	0	0	0	県基金から交付を受けた場合、翌々年度に国・県・町でそれぞれ1/3を補てん
5　保健事業費	12,868	16,367	-3,499	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導
6　基金積立金	10	10	0	基金利子分積立
7　公債費	0	0	0	一時借入支払利息
8　諸支出金	10,345	10,345	0	償還金・還付金・延滞金　ほか
9　予備費	**26,257**	602	25,655	
合計	1,226,429	1,216,935	9,494	

令和６年度の決算見込

【歳入】

①　国民健康保険税：令和７年２月現在の調定額に、現年度98.0%、過年度25.0%として試算。

②　収入額が確定となっていない科目については、補正後の予算額で試算。

【歳出】

① 保険給付費：医療費は対前年度比増を見込んでいる。　ただし、医療費は県支出金（保険給付費等交付金）により賄われる。

② 出産一時金：令和７年２月現在対象者　８人。

③ 予備費：決算後、予備費は令和７年度へ繰越。

2. 令和7年度　松川町国民健康保険事業特別会計　当初予算(案)

【歳　入】　　(単位:千円)

科　　目	R7予算案(A-B)	R6当初予算	B.差分	説　　明
1　国民健康保険税	251,437	248,544	2,893	
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	156,598	153,356	3,242	現年度分 153,598 千円　滞納繰越分 3,000 千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	69,796	69,213	583	現年度分 69,496 千円　滞納繰越分 300 千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	25,043	25,923	-880	現年度分 24,743 千円　滞納繰越分 300 千円
(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	0	50	-50	滞納繰越分 0 千円
(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	0	2	-2	滞納繰越分 0 千円
(6) 退職被保険者国民健康保険税(介護分)	0	0	0	滞納繰越分 0 千円
2　使用料及び手数料	201	201	0	督促手数料 201 千円
3　国庫支出金(災害臨時特例補助金)	6	6	0	災害等による国の臨時的補助金
4　県支出金	866,584	867,823	-1,239	
(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	852,378	851,077	1,301	保険給付費に対する交付金(出産一時金・葬祭費を除く全額が交付される)
① 一般分	849,228	847,927	1,301	
② 診査支払手数料分	3,150	3,150	0	
(2) 保険給付費等交付金(特別交付金)	14,206	16,746	-2,540	
① 保険者努力支援分	8,342	9,674	-1,332	保険者努力支援制度(市町村交付分)、(事業費連動分)
② 特別調整交付金(市町村向け)	2,301	2,466	-165	国保保健事業費分
③ 都道府県繰入金(2号分)	479	606	-127	後発医薬品の普及、制度移行経過措置分
④ 特定健康診査等負担金	3,084	4,000	-916	特定健診に係る費用を国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助
5　財産収入	20	10	10	基金利子 20 千円
6　繰入金	83,006	72,196	10,810	
(1) 一般会計繰入金	71,506	69,696	1,810	
① 保険基盤安定繰入金	55,871	56,703	-832	保険税軽減分 34,522 千円　保険者支援分 20,407 千円　未就学児均等割分 679 千円　産前産後免除分 263 千円
② 職員給与等事務費等繰入金	8,427	6,198	2,229	総務費(歳出科目)に対する繰入金
③ 出産育児一時金等繰入金	2,666	2,333	333	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入
④ 財政安定化支援事業繰入金	4,542	4,462	80	交付税措置(年齢構成差)分
⑤ その他一般会計繰入金	0	0	0	県国保運営方針基準内繰入
(2) 財政調整基金繰入金	11,500	2,500	9,000	町基金を取り崩したときの繰入金　年度末残見込 61.268 千円
7　繰越金	**20,178**	20,467	-289	前年度から今年度への繰越金
8　諸収入	6,892	7,688	-796	第三者行為求償ほか
合計	1,228,324	1,216,935	11,389	

【歳　出】

（単位：千円）

科　　目	R7予算案(A-B)	R6当初予算	B.差分	説　　明
1　総務費	8,433	6,985	1,448	
(1) 総務管理費	4,046	3,541	505	保険証発行、郵送等事務費
(2) 徴税費	4,244	3,301	943	電算委託料ほか
(3) 運営協議会費	143	143	0	委員報酬
2　保険給付費	860,030	858,229	1,801	
(1) 療養給付費	738,344	738,344	0	
(2) 療養費	9,832	9,832	0	
(3) 審査支払手数料	3,150	3,150	0	
(4) 高額療養費	100,452	99,151	1,301	
(5) 高額介護合算療養費	500	500	0	
(6) 移送費	100	100	0	
(7) 出産育児一時金	4,002	3,502	500	
(8) 葬祭費	1,250	1,250	0	
(9) 結核精神給付金	2,400	2,400	0	町の独自給付
3　国民健康保険事業費納付金	327,239	324,397	2,842	**町から県へ納める納付金**
(1) 医療給付費分	205,307	194,731	10,576	
(2) 後期高齢者支援金等分	91,118	95,984	-4,866	
(3) 介護納付金分	30,814	33,682	-2,868	
4　財政安定化事業拠出金	0	0	0	県基金から交付を受けた場合、翌々年度に国・県・町でそれぞれ1/3を補てん
5　保健事業費	14,048	16,367	-2,319	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導
6　基金積立金	20	10	10	基金利子分積立
7　公債費	0	0	0	一時借入支払利息
8　諸支出金	8,168	10,345	-2,177	償還金・還付金・延滞金　ほか
9　予備費	10,386	602	9,784	
合計	1,228,324	1,216,935	11,389	

3. 令和７年度国民健康保険特別会計予算（案）の概要

（１）予算規模

年　　度	予算規模
令和７年度	1,228,324 千円
令和６年度	1,216,935 千円
比　　較	11,389 千円

【予算規模が大きくなる主な要因】

○歳　入　保険給付費等交付金の増加　　（対前年比＋ 1,301 千円）
　　財政調整基金繰入金の増加　　（対前年比＋ 9,000 千円）
○歳　出　保険給付費（医療費）の増加　　（対前年比＋ 1,801 千円）
　　納付金（県への支払）の増加　　（対前年比＋ 2,842 千円）

※医療費増加の要因

循環器系疾患等の一人にかかる治療費が高額となっていること、またインフルエンザや新型コロナウイルスの流行が原因。

（２）令和７年度国民健康保険税

「長野県における保険税水準の統一に向けた松川町のロードマップ」に基づく税

【医療分】上段：令和７年度　下段：（令和６年度）

	所得割	均等割	平等割
医 療 分	5.70%	19,000 円 (18,000 円)	17,700 円 (16,600 円)
支援金分	2.55%	9,200 円	7,800 円
介 護 分	2.32%	9,500 円	6,500 円

（３）財政調整基金の取り崩しによる繰入

「長野県における保険税水準等の統一に向けた松川町のロードマップ」に基づき、税率据置により保険税が不足する部分を、基金取崩により対応。

令和７年度基金取り崩し　　…　　11,500 千円

令和７年度末の基金残額見込　…　　61,268 千円

参考資料：令和３年度策定

長野県における保険税水準等の統一に向けた松川町のロードマップ

１．国民健康保険の県単位化の経緯

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、低所得者が多く所得水準が低い、小規模保険者が多く財政が不安定になりやすい等の構造的な問題を抱えている。こうした問題を打開すべく、平成 30 年に都道府県が国保の財政運営における責任主体として加わり、国保運営の都道府県単位化が始まったところである。都道府県単位化の基本理念は「同じ所得の県民は同水準の保険料負担」とされており、今後の国保運営については、給付と負担の更なる平準化が求められる。

２．国・県の動向

【国の方針】 国民健康保険運営方針策定要領（令和２年５月）

保険料水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことを明確化

【県の方針】 国民健康保険運営の中期的改革方針（令和３年３月）

「同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料」があるべき姿

→ただし、長野県は市町村数が多く、市町村間の医療費・所得・保険料等の格差も全国上位に位置していることから、税水準の統一が難しい県としている。

３．長野県における標準化（税水準統一）に向けた５つの困難要因

① 納付金算定における医療費水準の算定

医療費指数（最安市町村 0.66～最高市町村 1.23）をどう収束するか。都市部と山間部とで医療機関へのアクセス利便性が大きく異なることが、市町村間の格差の要因の１つとも考えられるが、医療提供体制を短期間で平準化することは困難。

② 保険税算定方式及び応能応益割合

県内市町村の６割が依然として４方式を採用。（当町は令和２年度より３方式）

応益割が著しく低い金額に設定している市町村がある。（当町も標準保険料率より低い）

③ 市町村に交付される「個別公費」の取扱

特別調整交付金、努力支援交付金、県繰２号等の市町村の事情や努力に応じて得られるインセンティブが、完全統一の場合均される。市町村のモチベーション低下懸念。

④ 市町村間の収納率格差

収納率（最低市町村 92%～最高市町村 100%）をどう収束するか。収納率は小規模町村で高く、大規模な市では低い傾向にある。完全統一の場合、公平性をどう確保するか。

⑤ 保健事業費・任意給付等

各市町村が実施する保健事業の費用は、現在は納付金の算定対象外となっているが、完全統一の場合はこれらの費用も算定対象となり、事業や給付を全県的に平準化しなくては、公平性が保たれない。

４．長野県が示す最終的な統一のかたち３案

A 完全統一案

所得割・均等割・平等割を全て県内一律の税率で賦課。後期高齢者医療制度に近いもの。前述の困難要因を全てクリアする必要があるが、統一が目に見えて判りやすい。

B 準統一案

所得割は各市町村で賦課。均等割・平等割を県内一律で賦課。すなわち応益分が統一されることから、医療費指数は納付金算定に反映しない。所得割の格差は、所得水準の差、収納率の差、保健事業の差、それに関連する努力支援の評点の差として説明できるため、前述の困難要因③・④・⑤はクリアしなくてもよい。

C 標準保険料率採用案

医療費指数の納付金算定反映を残す。同じ二次医療圏内であれば、その医療提供体制環境は変わらないと捉え、二次医療圏毎に標準保険料率（3 方式＝資産割は廃止が前提）が示され、市町村が保険税を賦課するというもの。

５．令和９年度までの国保運営の改革方針（県）

Ⅰ 概ね二次医療圏での医療費指数の統一と、応益割額の平準化を目指す

Ⅱ 最終的な統一のかたち３案のいずれかを選択できるよう、保険料率の格差是正を図る

６．松川町の中期的な対応方針

最終的な統一のかたちについては、今後も県と協議をしていくことにはなるが、県の示す「令和９年度までの国保運営の改革方針」（以下、「改革方針」という。）には対応できるよう、準備を進める。

具体的には、改革方針Ⅰに沿った対応が必要となるが、これについては、下記のとおり、均等割・平等割の税額引き上げを実施する。なお、改革方針Ⅱについては、保険税算定方式の統一（3 方式化）を指しているが、当町においては令和 2 年度に資産割廃止済みにつき、対応不要である。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	【参考R2飯田】
応能割分（%）	57	56	55	53	53	52	52	*58*
所得割（%）	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	*6.6*
応益割分（%）	43	44	45	47	47	48	48	*42*
均等割（円）	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	20,000	*16,500*
平等割（円）	13,300	14,400	15,500	16,600	17,700	18,800	20,000	*21,000*
調定額（千円）	141,333	140,488	142,633	141,616	143,088	141,400	139,898	－

【協議事項 3】

「長野県における保険税水準の統一に向けた松川町のロードマップ」見直しについて

1　国民健康保険の運営について

H29年度まで
各市町村で国保を運営

課題

①他の保険者と比較して**医療費水準が高い。**
（退職後～74歳が入るため前期高齢者が多い。）
②被保険者の**所得水準が低い。**
（保険料負担が重い。）
③**小規模町村が多く、保険料変動リスクが高い。**
（一人の医療費に左右されてしまう。）
④住民サービスの**市町村格差が大きい。**
（住む場所で受けられるサービスに差。）

このままでは・・・
■保険料の上昇
■市町村間保険料の格差拡大
■サービスの低下や格差拡大

H30年度～
市町村と県が共同で国保を運営

市町村だけの運営では財政破綻してしまう可能性から
平成30年４月から
都道府県が財政運営責任主体となり、
県と市町村が一体となって国民健康保険を運営

■保険料変動リスクの抑制
■保険料市町村格差是正
■住民サービスの維持（格差是正）

完了ではなく
現在進行形

保険料水準の完全統一

国保運営
安定化
のため

2　保険料水準の完全統一とは

国民健康保険の保険料率を県内(全市町村)で同じにすること
（各市町村が保険料率を決定するのをやめ、県が示す標準保険料率を使用する）

県民(国保被保険者)
が得られる
メリット

県内どこでも
・同じ保険料 ※同じ所得水準、同じ世帯構成の場合
・毎年保険料が安定
・同じ住民サービス ※同じ助成金額、適応条件等

3　保険料水準の完全統一に向けて

(1) 国の方針

令和６年６月に保険料水準加速プラン（第２版）が示され、完全統一までのスケジュールが【令和 15 年度（遅くとも令和 18 年度）までに完全統一】と示されました。

(2) 県内における保険料完全統一までのスケジュール

国で示された方針に基づき、同じ保険料負担で同じ住民サービスが受けられるように、保険料水準完全統一に向けた議論を加速し、長野県の保険料水準完全実施の在り方を定めなければならない状態です。

①保険料水準完全実施の在り方

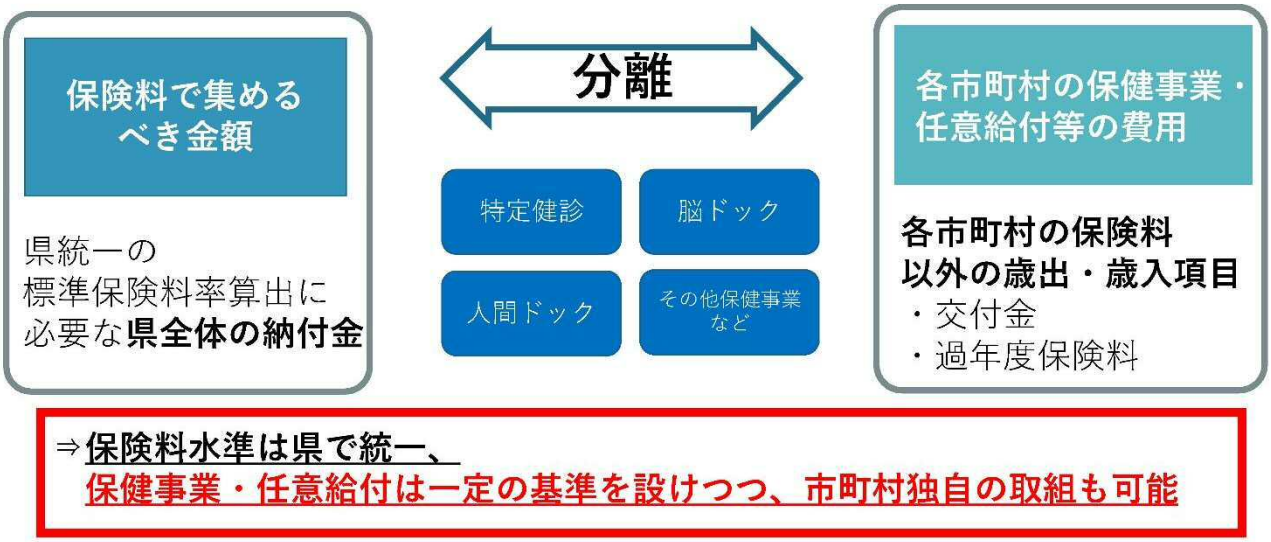

保険料水準の統一＋住民サービスをどこまで統一していくか議論が必要

②県内における保険料水準完全実施に向けたスケジュール

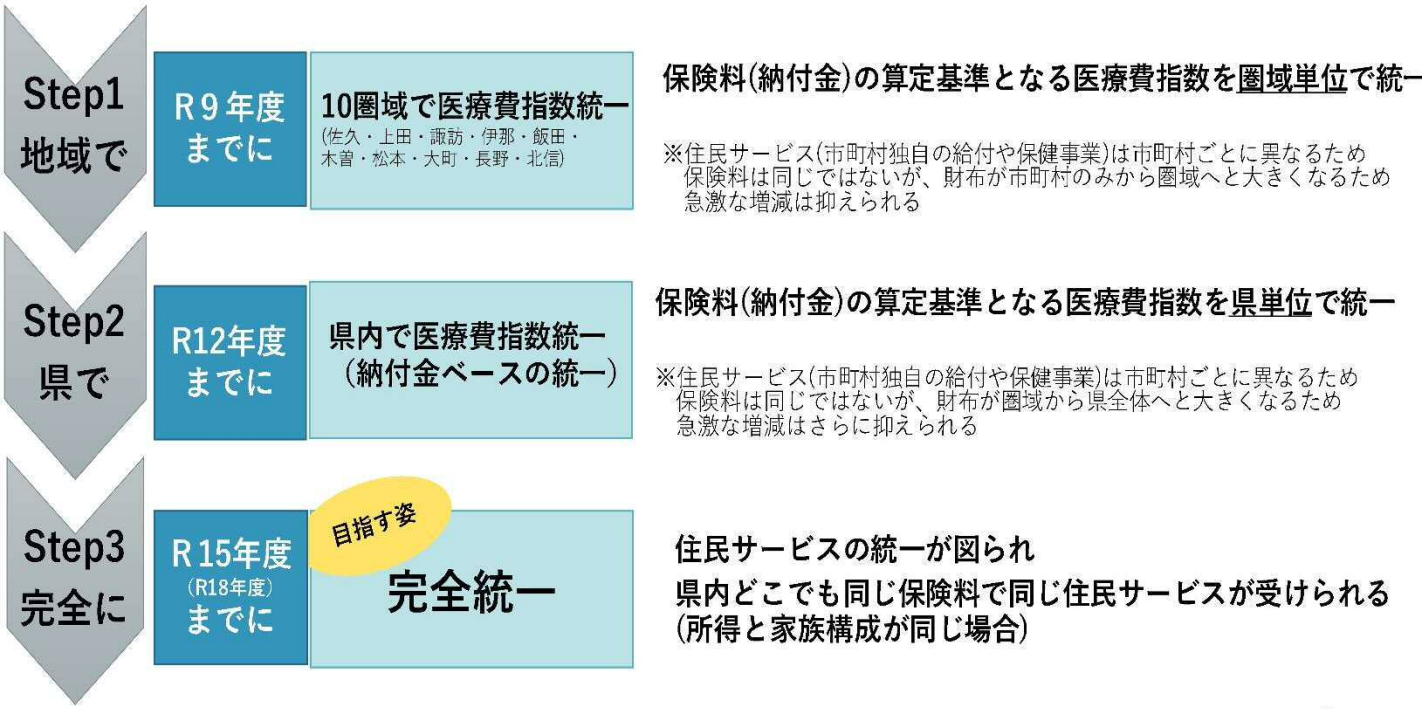

4 標準的な保険料（税）の算出

・標準保険料率は、県及び市町村間の保険料水準の比較を行うための参考料率です。
（保険料水準統一のための目標として示されたものではありません。）
各市町村の納付金から市町村個別の公費等の見込額を控除し、独自に行う保険事業や任意給付等の費用見込額を加算した、その市町村の保険料として集めるべき必要額を基にして算出した料率となります。従って、市町村の個別の基金や余剰金、法定外繰入等の影響は加味されていないため、<u>実際に市町村が賦課する保険料率として示されているものではありません。</u>
あくまで参考値となりますが、令和７年度分について町税率との差額は以下のとおりです。

		応能割		応益割			
		所得割		均等割	平等割	合計	差額
医 療 分	長野県	6.68%	△0.98%	22,290 円	19,210 円	41,500 円	△4,800 円
	松川町	5.70%		19,000 円	17,700 円	36,700 円	
支援金分	長野県	2.67%	△0.12%	10,622 円	8,510 円	19,132 円	△2,132 円
	松川町	2.55%		9,200 円	7,800 円	17,000 円	
介 護 分	長野県	2.33%	△0.01%	10,136 円	6,793 円	16,929 円	△ 929 円
	松川町	2.32%		9,500 円	6,500 円	16,000 円	

※標準保険料率を下回る場合、納付金原資に不足が生じることになるため、別途資金の工面が必要となります。（基金取崩し、法定外繰越等）

5「長野県における保険税水準の統一に向けた松川町のロードマップ」の見直しについて

これまで、松川町国民健康保険運営協議会において「二次医療圏統一までの税率（額）が妥当か」「増額等が必要ではないか」などのご意見をいただき、松川町のロードマップの見直しについて検討を行いました。

しかし、現時点でロードマップを変更するには次の問題があるため、現在のロードマップを計画どおり継続させていただきます。

【問題点】

<u>①目標とする国保税率が示されていない</u>

現在、県内の保険料（税）水準の統一に向けての検討が続いており、各市町村が目標とする数字が示されていないため、現在のロードマップが妥当かどうかの判断ができません。
また、物価高騰などを受ける中、先を見越して国保税を計画以上に増額した場合、収納率が低下することが考えられます。

<u>②子ども・子育て支援金制度の創設</u>

少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて「子ども・子育て支援金制度」が令和８年度に創設されます。子ども・子育て支援金が新しく加わることで、算出方法が変更となります。

今後、国や県の動向を注視し、新しい方針が示された時点で、委員の皆様へご相談しながら、町ロードマップの見直しや追加を進めて参ります。

【協議事項4】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和6年12月2日の制度改正に伴い、保険証の新規交付が終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする「マイナ保険証」へ移行しました。
令和6年12月2日時点で有効な保険証は、最大1年間（令和7年7月31日まで）有効とする経過措置が設けられていますが、経過措置期間中に発行済保険証の有効期限が到来した場合や、社保離脱や転入等で新規加入する場合は、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されます。

(1) マイナ保険証利用登録のある方 ・・・ 「資格情報のお知らせ」（A4厚紙）を交付。
ただし、このお知らせのみでは受診できません。

(2) マイナ保険証利用登録のない方 ・・・ 「資格確認書」（保険証と同じカード型）を交付。

①交付スケジュール

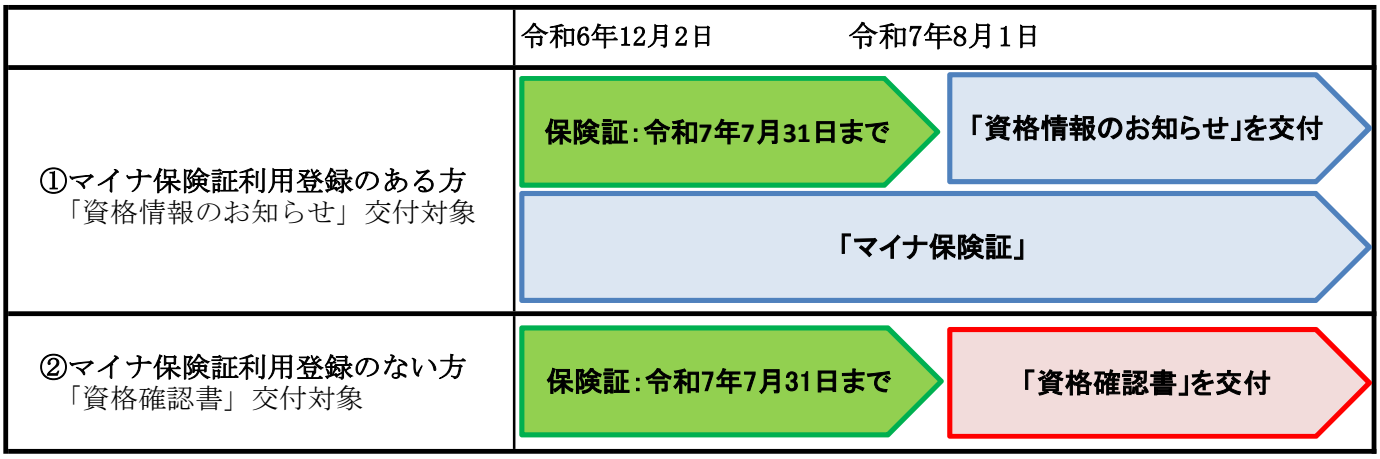

② 短期被保険者証について

制度改正により、これまで滞納世帯へ交付していた「短期被保険者証」が廃止となります。
今後、1年以上の未納がある場合は、特別の事情がある場合を除き「資格確認書(特別療養(※))」の交付対象とする制度へ移行します。

（※）特別療養とは、
医療機関の窓口で医療費を全額（10割）支払っていただき、後日申請を行うことで、支払った額から一部負担金(3割または2割）を控除した額の給付を受けることができるものです。
ただし、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第28条の6に規定する事由に該当するもの及びその他特別の事情がある場合は対象とはなりません。

③その他

・マイナンバーカード本体の更新をしていない場合、期限切れから3か月経過するとマイナ保険証として利用できなくなります。
・マイナ保険証を利用していても、加入・脱退の届出が必要です。
・マイナ保険証の利用登録を解除する場合は、保険者への申請が必要です。

メ　モ

国民健康保険税について

１.国民健康保険税の概要について

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合算額です。

介護保険制度や後期高齢者医療保険制度が創設された事に伴い、従来からあった国民健康保険の医療保険分の税額に、後期高齢者医療保険制度への支援金、40 歳～64 歳の被保険者個人の介護保険料を加えて徴収を一元化した制度が国民健康保険税です。

1）被保険者（加入者）について

国民健康保険の被保険者は、0 歳～74 歳までの社会保険・共済組合等の被用者保険制度等の被保険者、あるいはそれらの扶養者で無い方が対象です。

国保被保険者のうち 40 歳～64 歳までの方については、介護保険制度にも介護２号被保険者として加入することになります。

2）納税義務者について

国民健康保険税の納税義務者は、国保加入世帯(国民健康保険の被保険者が居る世帯)の世帯主です。自ら国保の被保険者である世帯主は『普主』と定義され、自らは社会保険や共済組合、組合国保の被保険者である世帯主、あるいは 75 歳以上に到達して後期高齢者医療保険制度の被保険者になっている世帯主は『擬主』と定義されます。

いずれの場合も、世帯主が国民健康保険税の納税義務を負います。

3）　国民健康保険税の課税区分について

国民健康税の税率及び税額単価については以下のとおりです。

「医療保険分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険分」ごとに【所得割】、【被保険者均等割】、【世帯平等割】の税率、税額の単価が異なるため医療・支援・介護をそれぞれ計算し合算した金額が年税額となります。

【国民健康保険税の区分】

国民健康保険税の区分	説　　明
医　療　保　険　分	国民健康保険加入者(被保険者)の皆さんが、医療機関で医療を受けたり薬局で処方箋を購入した費用に対して公費負担する医療保険制度の保険料です。
	対　　象　：　0歳～75歳未満の国保加入者
後期高齢者支援金分	75歳以上の方が、加入する後期高齢者医療保険制度について、74以下の方々のが支援する制度です。
	対　　象　：　0歳～75歳未満の国保加入者
介　護　保　険　分	40歳以上64歳以下の方については、国民健康保険税と合わせて自身の介護保険料をご負担頂いています。(介護保険2号被保険者)
	対　　象　：40 歳～64歳以下の国保加入者

4)　当町の課税方式及び税率(課税単価)について

国民健康保険税の課税の方式については、以下の表のとおりです。

大きな分類として負担能力に応じた応能割と、受益（被保険者の人数、世帯）に応じた応益割があります。

また、細かな分類として国保加入世帯の被保険者の前年の所得に応じた「所得割」、被保険者の人数に応じた「被保険者均等割」、加入世帯数に応じた「世帯平等割」があります。（課税３方式）税率についてはロードマップに沿って年々改正されていきます。

【国民健康保険税の税率（令和６年度)】

区分	賦課方式	賦課構成比	説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
応能割	所得割	56%	国保世帯内の加入対象者の所得 (※課税所得-住民税基礎控除43万円)×税率 ※課税所得:確定申告書⑫欄の数字	5.7%	2.55%	2.32%
応益割	被保険者均等割	28%	国保の被保険者者１人の課税単価 被保険者数数　×　加入者1人の単価	18,000円	9,200円	9,500円
応益割	世帯平等割	16%	国保加入世帯１戸の課税単価 国保加入世帯　×　１世帯の単価	16,600円	7,800円	6,500円
賦課限度額			上記３課税方式の合計額の上限です。	650,000円	240,000円	170,000円

5)　所得に応じた被保険者均等割、世帯平等割の軽減制度について

国保加入世帯の世帯員（国保未加入者含む）の前年の総所得金額の階層に応じて国保税の均等割及び平等割の年税額について７割・５割・２割の軽減がかかります。

国保加入世帯内に未申告等により住民税の課税対象所得が確定していない方が居る場合は軽減がかかりません。

【所得に応じた被保険者均等割、世帯平等割の軽減判定】

軽減割合	所得軽減判定基準額 (国保加入世帯の前年の総所得金額が以下の基準未満であれば軽減がかかります。)
7割	43万円 ＋ {10万円 × {「給与・年金所得者の数」-1)}
5割	43万円 ＋ (29万5千円 × 加入者数) ＋ {10万円 × (「給与・年金所得者の数」-1))
2割	43万円 ＋ (54万5千円 × 加入者数) ＋ {10万円 × (「給与・年金所得者の数」-1))

※43 万円は、住民税の基礎控除の金額です。

※「給与・年金所得者の数」には、国保の加入者（被保険者）と国保未加入者で給与収入 55 万円超、65 歳未満で年金受給額 60 万円超又は、65 歳以上で年金受給額 125 万円越の者も含みます。

6）未就学児に対する被保険者均等割額の軽減制度について

国民健康保険に加入している未就学児（小学校入学前の児童）の 被保険者均等割額の2分の1を軽減します。（令和4年度施行）

所得に応じた軽減(7割・5割・2割)が適用されている場合は、さらに均等割額の2分の1を軽減します。

【未就学児に対する被保険者均等割減免後の被保険者均等割税】

課税区分	被保険者均等割額	所得軽減後（A）の均等割額	未就学児軽減後の額（B）＝（A）-（A）×0.5
医療保険分	a．均等割額(軽減無し)	18,000 円	9,000 円
	7割軽減 （ ＝ a × 0.3）	5,400 円	2,700 円
	5割軽減 （ ＝ a × 0.5）	9,000 円	4,500 円
	2割軽減 （ ＝ a × 0.8）	14,400 円	7,200 円
後期高齢者支援金分	a．均等割額(軽減無し)	9,200 円	4,600 円
	7割軽減 （ ＝ a × 0.3）	2,760 円	1,380 円
	5割軽減 （ ＝ a × 0.5）	4,600 円	2,300 円
	2割軽減 （ ＝ a × 0.8）	7,360 円	3,680 円
介護保険分	a．均等割額(軽減無し)	9,500 円	-
	7割軽減 （ ＝ a × 0.3）	2,850 円	-
	5割軽減 （ ＝ a × 0.5）	4,750 円	-
	2割軽減 （ ＝ a × 0.8）	7,600 円	-

7） 国保単身世帯軽減について

国保2人世帯において、そのうち1人が75歳到達により後期高齢者医療保険へ移行したことにより、その世帯の国保加入者が単身(1名)となった場合、国保税の平等割を5年間50%軽減し、続いて3年間25%を軽減します。

【国保単身世帯軽減後の世帯平等割額】

課税区分	世帯平等割額	所得軽減後（A）の世帯平等割額	特定世帯平等割額（B）＝（A）-（A）×0.5 ※75歳到達以後5年間	特定継続世帯平等割額（C）＝（A）－（A）×0.25 ※75歳到達以後6年目～最長8年目まで
医療保険分	a．世帯平等割額(軽減無し)	16,600 円	8,300 円	12,450 円
	7割軽減 （ ＝ a × 0.3）	4,980 円	2,490 円	3,735 円
	5割軽減 （ ＝ a × 0.5）	8,300 円	4,150 円	6,225 円
	2割軽減 （ ＝ a × 0.8）	13,280 円	6,640 円	9,960 円
後期高齢者支援金分	a．世帯平等割額(軽減無し)	7,800 円	3,900 円	5,850 円
	7割軽減 （ ＝ a × 0.3）	2,340 円	1,170 円	1,755 円
	5割軽減 （ ＝ a × 0.5）	3,900 円	1,950 円	2,925 円
	2割軽減 （ ＝ a × 0.8）	6,240 円	3,120 円	4,680 円
介護保険分	a．世帯平等割額(軽減無し)	6,500 円	-	-
	7割軽減 （ ＝ a × 0.3）	1,950 円	-	-
	5割軽減 （ ＝ a × 0.5）	3,250 円	-	-
	2割軽減 （ ＝ a × 0.8）	5,200 円	-	-

8）国民健康保険税の税額計算について

加入者が１年度間（12 ヶ月）加入した場合の１年間の年税金額を計算し、計算した年税額に加入月数の割合を乗じ被保険者一人一人の税額を計算します。

加入月数を仮に（n）月とした場合、1 年度間相当の税額に（n）月／12 月を乗じた月割り計算により算出します。

国民健康保険税の資格取得月は１ヶ月として国民健康保険税に算入され、資格喪失月については算入されません。また日割り計算はしません。(参考:【別紙 1】国保税計算表)

9） 国民健康保険税の徴収方法について

①普通徴収（口座振替、納付書による納税方法です。）

年税額（普通徴収分）を 4 月～翌年 3 月の 12 ヶ月で徴収します。

税額算定に使用する前年所得の確定が 6 月となるため、4 月から 6 月までは前年度の年税額を 12 ヶ月で除した暫定税額を月当たりの税額として徴収し、7 月からは本算定により決定した年税額から暫定税額を引いた残りの額を 9 ヶ月で除した金額を、月々徴収することになります。

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
暫定期間			本算定時の確定年税額による期間								
【月当たり】 前年の年税額 ÷12月			【月当たり】 （確定年税額－暫定期間税額の合計）÷９月								

②特別徴収（公的年金からの天引きによる納税方法です。）

65 歳以上 75 歳未満の被保険者のみで構成されている世帯で、世帯主が特別徴収の対象となる基礎年金を年額 18 万円以上受給しており、国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象になる基礎年金の受給額の 2 分の 1 を超えない方が対象となります。

暫定期間中は、前年度の２月分の税額を 4.6.8 月の年金から仮徴収として徴収します。

その後、7 月本算定した確定年税額から暫定期間の合計を差引いた残額を 10.12 月、翌年 2 月の年金月に均等に振分け、年金支給金額から天引きしています。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
暫定期間			本算定後		
前年度の2月分			(確定年税額-暫定期間の合計額)÷3ヶ月		

10)　その他の軽減制度について

①非自発的失業者の軽減

勤務先の都合（倒産・解雇等）による離職者については、申請により離職日の翌日の属する月からその年度の翌年度末まで国保税が軽減されます。(最長２年、最短 13 ヶ月)

○対象者

・失業時点で 64 歳以下の方

・対照となる雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が特定のコードに該当する方。

特定受給者資格者【11・12・21・22・31・32】　特定理由離職者　【23・33・34】

○減免額

国保に加入する者の給与所得に 30/100 を乗じた額が所得割として賦課されます。

②旧被扶養者軽減について

社会保険等（国保組合は除く）の被保険者本人が 75 歳に到達し、後期高齢者医療保険制度に移行した際に、その被扶養者であった者が国民健康保険の被保険者（加入時点で 65 歳以上 75 歳未満に限る）となった場合、均等割が 50%軽減、所得割が当面の間免除となります。

③産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減制度について

令和６年１月１日から、子供を出産した(出産予定の)国民健康保険の被保険者の国保税について「所得割額」と「均等割額」が、産前産後期間の４か月間（多胎妊娠の場合は６か月）免除されます。

【軽減期間のイメージ】　　軽減対象期間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)月	1か月後	3か月後
単胎の方			○	★	○	○
多胎の方	○	○	○	★	○	○

国　保　税　計　算　表

条　件　　世帯主：　松川　太郎さん　（65歳）年金収入2，500，000円　　配偶者：松川　花子さん　（62歳）給与収入1,500,000円

①所得割※確定申告における令和6年度(令和5年)分の所得を基礎にしています。

○松川　太郎様の総所得（総所得）1,400,000円　　※公的年金税額控除計算式　（年金収入)2，500，000円 −(税額控除)1，100，000 ＝ 1，400，000円

《国保税の所得割対象所得》:(総所得金額)1，400，000円 − (住民税基礎控除)430，000円 ＝ 970，000円

○松川　花子様の総所得（総所得）950，000円　　※給与収入税額控除計算式　（給与収入)1，500，000円 −(税額控除)550，000円＝950，000円

《国保税の所得割対象所得》:(総所得金額)　950，000円 − (住民税基礎控除)430，000円 ＝ 520，000円

②被保険者均等割　国保加入者は 2人

③世帯平等割　松川家　1件

○応益割(②均等割 ・ ③)軽減(7割・5割・2割)の判定 ⇒ 非該当

〈国保加入世帯の 総 所 得 額〉　〈軽 減 判 定 基 準 所 得 計 算 式〉　〈調 整 式〉

(太郎様)1，400，000円＋(花子様)950，000円＝2，350，000円＞1，120，000円＝ (住民税基礎控除)430,000円 ＋(29万5千円×2人(国保被保険者人数)) ＋100,000円×((給与所得者等の人数)2人−1人)

	一般医療保険分						後期高齢者医療支援金分						介護保険分(40歳～64歳の方)						年税額
	税率等	基礎数値	税額	軽減非該当 ②・③ ×100%	加入月数 (n)月	月割 (n)月/12月	税率等	基礎数値	税額	軽減非該当 ②・③ ×100%	加入月数 (n)月	月割 (n)月/12月	税率等	基礎数値	税額	軽減非該当 ②・③ ×100%	加入月数 (n)月	月割 (n)月/12月	
①所得割	%	所 得 額					%	所 得 額					%	所 得 額					
太郎	5.70	× 970,000	55,290	55,290	12	55,290	2.55	× 970,000	24735	24,735	12	24,735	2.23	× 0	0	0	−	0	
花子		× 520,000	29,640	29,640	6	14,820		× 520,000	13,260	13,260	6	6,630		× 520,000	11,596	11,596	6	5,798	
②被保険者均等割	円						円						円						
太郎	18,000	× 1	18,000	18,000	12	18,000	9,200	× 1	9,200	9,200	12	9,200	9,500	× 0	−	−	−	−	
花子		× 1	18,000	18,000	6	9,000		× 1	9,200	9,200	6	4,600		× 1	9,500	9,500	6	4,750	
③世帯平等割	16,600	× 1	16,600	16,600	12	16,600	7,800	× 1	7,800	7,800	12	7,800	6,500	× 1	6,500	6,500	6	3,250	
合　計	（合計）					113,710	（小計）					52,965	（小計）					13,798	180,473
	税額上限					〔650,000〕	**税額上限**			**税額上限**		〔240,000〕				**税額上限**		〔170,000〕	

年税額(100円未満切捨)	**180,400**

①所得割　　国民健康保険に加入している人の前年分の総所得額から基礎控除（430,000円）を引いた額に対して賦課される

②被保険者均等割　国民健康保険に加入している人　1人ごとに賦課される

（40歳未満の方、または65歳から74歳までの方は介護保険分が課税されません。）

③世帯平等割　　国民健康保険に加入している世帯に対して賦課される